

令和8年 第5回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和8年5月25日(月)午前10時00分

2 公示日 令和8年5月14日(木)

3 開催場所 小樽市役所本庁別館4階第3委員会室

4 出席委員 (11名)

会 長

委 員

1 番 田口 玲子

2 番 澤田 幸孝

3 番 浜谷 礼子

6 番 古里 和夫

7 番 佐々木 晴男

8 番 三國 幸一

9 番 岩部 利治

10 番 川畑 正美

11 番 北島 吉治

13 番 長多 誠吉

14 番 本間 俊一

5 欠席委員

4 番 吉川 孝一

5 番 木露 正敏

6 議事日程

< 議案 >

議案第1号(農地係)

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

< 報告 >

報告第1号(農地係)

現況証明書交付の交付について

< その他 >

林野火災警報・注意報について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 北出 晃也

振興係長 米澤 和正

農地係長 樋口 博一

振興係 大原 紫織

農地係 久保 直子

8 会議の概要

事務局 長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和8年第5回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、本会議を進めたいと思います。</p> <p>出席委員は13名中11名出席しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に6番古里委員、14番本間委員を指名いたします。</p> <p>それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知報告について」を上程いたします。内容について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局 (農地係)	<p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>まず、ご説明に入る前に、本件の申請者につきましては、本日の総会は欠席されておりますが、〇〇委員の御子息でございます。改めまして、公平で客観的な視点でのご審議をよろしく願いをいたします。それでは、説明いたします。</p> <p>本件は、売買による所有権移転の申請であり、譲渡人は〇〇在住の〇〇氏、譲受人は〇〇在住の〇〇氏であります。</p> <p>対象農地は、小樽市〇〇所在の〇筆、合計面積〇〇平方メートルであり、現況はいずれも畑であり、現在耕作中の農地であります。</p> <p>本件は、譲渡人が経営改善のため、当該農地を売却するものであり、譲受人は当該農地の前所有者であることから、土地の利用状況を熟知しており、取得後も適切な農地利用が見込まれるものであります。</p> <p>譲受人・〇〇氏は、30年以上の農業経験を有する本市の認定農業者であり、北海道認定の指導農業士でもあります。</p> <p>蔬菜(そさい)複数種、果樹、穀類の栽培も手掛ける、多品目栽培の農業経営を行っております。</p> <p>また、保有農地及び借入農地を含め、数十年、継続して農業経営を行っており、必要とされる農機具も多数保有していることから、農地の全部効率利用要件を満たすものと判断され、自宅から対象農地までの距離も約1キロメートルと近接しており、通作上も全く支障はないものと認められます。</p>

事務局 (農地係)	<p>資料2枚目をご覧ください。 農地法第3条許可調査書となります。 農地法第3条第2項各号につきまして、確認、検討した結果であります。</p> <p>譲受人・〇〇氏の営農体制及び農地の利用状況から判断いたしました。が、いずれの不許可要件に該当しないため、許可相当と判断できるものであります。</p> <p>以上のことから、本申請は農地法第3条の許可要件を満たしているものと判断されます。</p> <p>なお、補足事項として、当該農地は地域計画の対象区域に含まれており、本来であれば中間管理事業の対象となるものであります。しかしながら、本人から農地法第3条による売買を希望する申出があった場合には、中間管理事業の対象とはならないことから、本件については同条に基づき審議をお願いするものであります。</p>
本間委員	<p>土地の名義は今回の譲渡人となっているが、実際に当該農地を耕作していた者は今回の譲受人ではないか。</p>
事務局 (農地係)	<p>譲渡人の実績報告は挙がっている。 ただし補助金を活用している関係で、10年間農業行わなければならないという決まりがあるが、今回の権利移動によって補助金の返還を要求される可能性があるとは聞いている。</p>
長多委員	<p>土地の名義が変わっているということは経営移譲している認識でよいか。</p>
事務局 (農地係)	<p>ご認識のとおり。 事務局の把握によると、譲渡人が農協に負債を抱えており、その返済が滞っていることから、現在、当該農地は農協により仮押さえされている状態である。ただし、負債額は土地の売買額を上回るものであるが、経営の立て直しを目的として、本件の申請がなされたものであります。</p>
長多委員	<p>農協から借入していたのであれば、農協からの経営改善に関する指導があったのではないか。</p>
議長	<p>本件については、関係機関の指導に十分応じていなかったとのことである。現状、規模拡大している農業者に関しては農協の指導をしっかりと聞いて堅実にやって広げていると聞いている。</p>

川畑議員	<p>売買金額より負債額が上回っているとの説明があったが、譲受人が譲渡人の親であることから、譲受人に負担がかかるおそれはないのか。</p>
事務局	<p>売買額については譲渡人・譲受人・農協の三者間で決定していると聞いている。土地の仮押さえについても農協は返済のめどがつくまでは解消しないと申しているが、農協への借入額については譲受人が支援していくため、土地仮押さえについては問題なく解消されていくと考えられる。</p>
議長	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、議案第1号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。以上で議案第1号を終わります。 続きまして、「報告第1号 現況証明書交付の交付について」を上程いたします。内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (農地係)	<p>報告第1号 現況証明書交付の報告について御説明いたします 本件は、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき、地区担当委員が現況を確認し、会長の専決により証明書を交付したものでございます。件数は、市街化区域内の土地が〇件〇筆、市街化調整区域内の土地が〇件〇筆でございます。 いずれも申請地付近の担当委員が現況確認を行い、適当と認めたことから証明書を交付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。 続きまして、「林野火災警報・注意報について」を上程いたします。内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>小樽市消防本部より連絡があり、関連機構への周知依頼があったため周知するものである。なお、配布資料であるチラシは、町内会及び農協を通じて配布している。</p>

	<p>新たに林野火災警報・注意報の運用が開始した。運用期間については4月～6月のみを対象としている。警報が出た場合は焚火や花火の利用を制限するもの。発令された場合は市のHPや公式SNSで発信するほか、警報の場合は消防が巡回等で周知することなので、発令時は注意して作業してもらいたい。</p>
議 長	<p>以上で、本日の審議事項は終了しました。その他、委員の皆様・事務局から何かありますか？</p>
事務局 長	<p>次回の委員会は、6月22日（月）、場所は、別館4階第3委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして総会を終了いたします</p> <p style="text-align: right;">(午前10時25分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。